

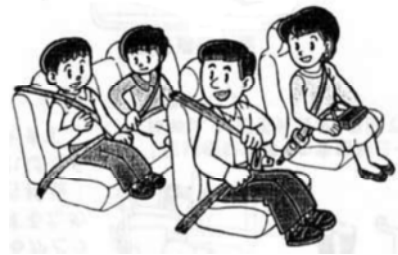
平成20年  
6月1日  
施行

改正

# 道路交通法のポイント

## 新しい交通ルール(主なもの)

- 運転席と助手席以外の座席でもシートベルト着用が義務に
- 75歳以上の運転者に「高齢運転者標識」の表示が義務に
- 普通自転車の歩道通行ルールの見直し
- 聴覚障害者の免許取得可能者の範囲拡大
- 幼児・児童の自転車乗車時のヘルメット着用



新しい

交通ルール 運転者は助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。(法第71条の3第2項)

新たに後部座席等の同乗者のシートベルト着用が義務となり、運転者は自動車を運転するときは同乗者全員にシートベルトを着用させなければなりません。

違反点：1点(高速自動車国道等のみで適用)

適用除外：運転席、助手席以外でシートベルトが装備されている座席の数を超える人数(乗車定員以内)の者を同乗させるときなど、やむを得ない場合は適用が除外されます。



新しい

交通ルール 75歳以上の普通自動車運転者は「高齢運転者標識」を表示しなければなりません。(法第71条の5第2項)

70から74歳までの運転者はこれまでどおり、身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、「高齢運転者標識」を表示するよう努めなければなりません。

違反点：1点

反則金：4,000円

「高齢運転者標識」を表示した車に対して、幅寄せや割込みをした場合は、違反点：1点、反則金：6,000円が科せられます。





普通自転車は、「子どもや高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます。(法第63条の4第1項)

普通自転車が歩道を通行できる場合

ア 「自転車歩道通行可」の標識等があるとき

イ 次の者が運転するとき

(ア) 幼児(6歳未満)や児童(6歳以上13歳未満)

(イ) 70歳以上の高齢者

(ウ) 内閣府令で定める障害(視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由など)のある身体障害者

ウ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき。

例：道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側端の通行が困難など

しかし、「自転車は車道通行が原則」です。



これまで運転免許を取得できなかった一部の聴覚障害者が、条件付で普通免許の取得が可能になりました。(法第97条関係)

「一部の聴覚障害者」

免許の取得が認められる聴力には達していないが、特定の後写鏡(ワイドミラー)を車室内で使用することにより、安全な運転に支障を及ぼす恐れがない聴覚障害者。

この免許で運転できるのは、普通乗用自動車だけです。

運転するときは、「聴覚障害者標識」の表示が義務づけられました。



13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときは、保護者は乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

(法第63条の10)

「乗車させるとき」

ア 幼児・児童に自転車を運転させるとき

イ 保護者などの自転車の乗車装置に補助イス等で幼児を同乗させるとき

